

12月1日で現在の保険証は発行が終了します 国民健康保険と後期高齢者医療制度についてのお知らせ

問/国民健康保険の人=保険年金課国保担当 ☎027-321-1236、資格賦課担当 ☎027-321-1235
後期高齢者医療制度の人=保険年金課医療給付担当 ☎027-321-1237



マイナンバーカードの
保険証利用の登録方法はこちら

12月1日(日)までに発行の保険証は 記載された有効期限まで利用できます

法改正により、12月2日(月)から、保険証利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を使って医療機関を受診する仕組みに移行されます。これに伴い、現在の保険証の発行は12月1日で終了します。終了後は、現在の保険証に記載された有効期限（最長の人で令和7年7月31日）まで、医療機関で利用できます。

「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発行

12月2日以降、保険証が有効期限を迎える人や再発行を行う人などには、マイナ保険証の有無により「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。ただし、後期高齢者医療制度の人には、令

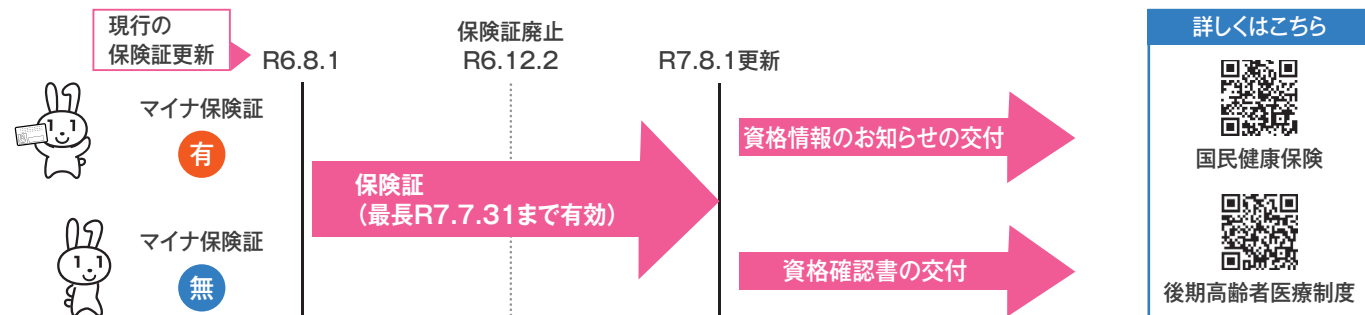
和7年8月の年次更新までの期間は、マイナ保険証の有無に関わらず「資格確認書」を交付します。

マイナ保険証を持っていない人

「資格確認書」を交付します。資格確認書は、マイナ保険証を持っていない人が、12月2日以降も引き続き医療機関を受診できるものです。

マイナ保険証を持っている人

「資格情報のお知らせ」を交付します。資格情報のお知らせは、被保険者の基本情報を記載した通知です。マイナ保険証と一緒に医療機関の窓口で提示することで、カードリーダーの不具合など、マイナ保険証が利用できない時などに保険資格の証明として利用できます。



受診を希望する人はお早めに 人間ドック助成申請は12月27日(金)までです

問/国民健康保険の人=保険年金課国保担当 ☎027-321-1236
後期高齢者医療制度の人=保険年金課医療給付担当 ☎027-321-1237



国民健康保険



後期高齢者医療制度

国民健康保険が群馬県後期高齢者医療制度に加入していて、来年2月末までに人間ドックの受診を希望する人に、受診費用の一部を助成しています。

助成を受けるには、人間ドックの受診前に申請が必要です。申請は12月27日(金)までです。国保特定健診や後期高齢者健診を受診した人は、人間ドックの助成は受けられません。

申請期間 12月27日まで **受診期間** 来年2月28日(金)まで(医療機関によって異なります) **申請場所** 市役所1階同課の各担当窓口か、各支所市民福祉課

国民健康保険の加入者

対象 30～74歳で、本市の国民健康保険に加入していて、国保税を完納している世帯の人 **持ってくる物** 国民健康保険被保険者証、特定健診受診券(40～74歳の人のみ)、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物

後期高齢者医療制度の加入者

対象 本市に在住の後期高齢者医療保険料を完納している人で①群馬県後期高齢者医療制度の被保険者②新たに後期高齢者医療制度に加入する人(74歳の人は、人間ドックの受診時に75歳の誕生日を迎えていることが条件) **持ってくる物** 後期高齢者医療被保険者証、後期高齢者健診受診券、代理人が申請する場合は代理人の本人確認のできる物



■人間ドックの自己負担額

種類	国民健康保険	後期高齢者医療制度
日帰り	16,400円 (総額37,400円)	17,400円 (総額37,400円)
1泊	36,000円 (総額66,000円)	46,000円 (総額66,000円)
脳	28,000円 (総額55,000円)	35,000円 (総額55,000円)

夜間の交通事故を減らすために 反射材と上向きライトを活用しましょう

問/地域交通課 ☎027-321-1231



反射材は見えやすい場所に

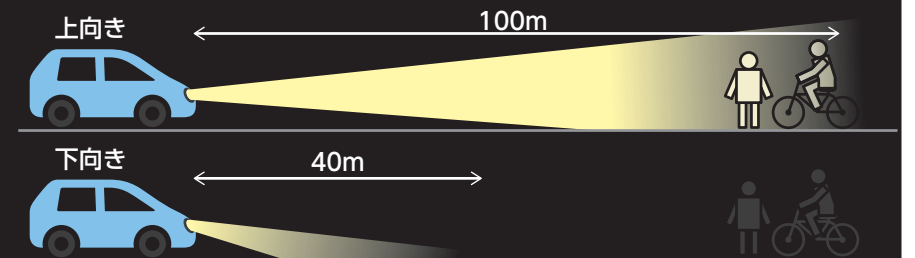
歩く時・自転車に乗る時

- 反射材を着用し、明るい色の服を着る
- 自転車は早めにライトを点灯し、歩行者はライトを持つ
- 横断歩道・自転車横断帯を横断する

自動車を運転する時

- 早めにライトを点灯する
- 横断歩道の近くや交差点などは、特に慎重に運転する

自動車が時速60kmで走行していると、歩行者に気付いてからブレーキをかけて停止するまでに約44mの距離が必要です。夜間は上向きライトを基本とし、歩行者や自転車を早めに発見できるようにしてください



11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です あなたからのその一報が、子どもを虐待から守ります

問/こども救援センター ☎027-321-1318

オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージ
が込められています



市役所4階同センターでは、児童虐待についての連絡や相談を365日、24時間受け付けています。また「子育てがづらい、イライラする」「子どものしつけや接し方で困っている」など、子育ての悩み相談にも対応。1人で悩まずいつでも相談してください。家庭の状況に合わせた支援を行ったり、市の子育てサービスを紹介したりします。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(面前DV)など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

児童虐待とは？

令和6年度同キャンペーン標語最優秀作品

「189 いちはやく 気づいてあげて そのサイン」

児童虐待相談窓口

虐待かもしれない、と思ったらお電話ください。
連絡した人のプライバシーは守られます

■こども救援センター
☎027-321-1318

■西部児童相談所
☎027-322-2498

■児童相談所全国共通ダイヤル
24時間 ☎189

住んでいる地域の児童相談所につながります



子育てや親子関係の悩みや不安について、LINEでも相談できます。詳しくは、こども家庭庁特設サイト(右記)で確認してください。

